

新型コロナウイルス感染症対策事業の継続実施に係る財政支援の充実を求める意見書

国内では、新型コロナウイルス新規感染者の減少が続いており、5月25日には東京など首都圏と北海道で継続していた緊急事態宣言が全面的に解除された。しかしながら、再び感染拡大することが懸念され、依然として予断を許さない状況が続いている。

国内感染者が確認されて以降、人と人との接触を抑えるため、外出自粛などの移動制限、そして、その誘因となる経済活動を制限する感染拡大防止策が講じられてきた。

しかし、このことが市民生活や雇用環境に多大の影響を与え、地域経済は危機的な状況となっており、多くの市民、とりわけ市内事業者からは、悲鳴に近い声が我々に寄せられている。

このような中、本市では新型コロナウイルス感染症対策に関して、「感染防止」・「生活支援」・「事業継続支援」の3つの視点と、「応急対応」・「緊急支援」・「V字回復」の3つのフェーズによって、国の動向及び地域の実情等を勘案し、時機を捉えて必要な措置を講じている。

具体的な取組として、まず、応急対応フェーズでは、市立西脇病院の発熱トリアージ外来の開設や西脇市多可郡医師会、福祉施設及び認定こども園等へのマスクの提供、放課後児童クラブにおける臨時保育の実施、中小企業者が支払う信用保証料の全額補助等を行っている。

また、緊急支援フェーズでは、特別定額給付金・子育て世帯への臨時特別給付金の給付をはじめ、本市の独自事業として、水道料金の免除、中小事業者事業継続応援交付金・児童扶養手当受給者への子育て支援特別給付金・大学等への通学困難者への生活支援金の給付、感染防止に係る衛生資材等の購入など諸事業を鋭意進めている。

今後、地域経済のV字回復等に向けた支援を進める必要があるが、新型コロナウイルス感染症による市税収入の落ち込みが見込まれ、財政基盤が脆弱な自治体にとって、継続した対策を講ずることは極めて厳しい状況にある。

現在、国民が一丸となって、今まで経験したことのない難局に立ち向かっているだけに、自治体の財政力によって対策に差が生じることは避けなければならない。

国におかれては、地方自治体が地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症対策事業を継続して実施できるよう、この感染症が終息するまで、引き続き財政措置を講じていただくことを強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を継続の上、増額を図るとともに、地方自治体の実情に応じた対策が講じられる自由度の高いものとする。
- 2 特別交付税総額の増額を図るとともに、地方自治体が地域の実情に応じて独自に実施する事業を対象事業に含めて財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月8日

西 脇 市 議 会